## やすらぎの郷 利用料

	基本部分	医療連携体制 加算	認知症専門ケ ア加算(I)	栄養管理体制 加算	口腔衛生管理 体制加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	令和3年9月30日 までの間、基本 部分の0.1%	介護職員処遇 改善加算(I)	介護職員等特 定処遇改善加 算(I)	住居費	食費	水道光熱費	合 計
要 支 援 2	22,800円	_	90円	30円	30円	660円	23円	2,623円	733円	25,000円	30,000円	25,000円	106,989円
要介護1	22,920円	1,170円	90円	30円	30円	660円	23円	2,766円	773円	25,000円	30,000円	25,000円	108,462円
要介護2	24,000円	1,170円	90円	30円	30円	660円	24円	2,886円	806円	25,000円	30,000円	25,000円	109,697円
要介護3	24,690円	1,170円	90円	30円	30円	660円	25円	2,963円	828円	25,000円	30,000円	25,000円	110,485円
要介護4	25,200円	1,170円	90円	30円	30円	660円	25円	3,020円	843円	25,000円	30,000円	25,000円	111,068円
要介護5	25,740円	1,170円	90円	30円	30円	660円	26円	3,080円	860円	25,000円	30,000円	25,000円	111,686円

<sup>※ 30</sup>日で計算

<sup>※</sup> 認知症専門ケア加算は認知症日常生活自立度皿以上の方のみ

<sup>※ 2</sup>割負担の場合は基本部分と加算が2倍、3割負担の場合も同様に3倍になります

<sup>※</sup> その他、外泊時費用、初期加算、看取り加算、口腔・栄養スクリーニング加算を算定する場合があります